ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。
(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。
(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
二　次に掲げる軽油自動車
イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ニ　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　第一項（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた検査自動車について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して十五日を経過する日までに自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付等を受ける際に、初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の記載事項について財務省令で定める変更がない場合に限る。）には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

5　第一項各号（次項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車（第一項及び前項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について平成二十四年五月一日以後最初に受けるものに限る。以下この項において同じ。）を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

6　第一項（第四号イに係る部分に限る。）、第二項（第一号イに係る部分に限る。）及び第三項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない検査自動車であつて、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して財務省令で定めるエネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第一項第四号イ(3)中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十」と、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、第三項第一号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

第六章第三節の四中第九十条の十三を第九十条の十五とし、第九十条の十二の次に次の二条を加える。

（乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例）

第九十条の十三　次に掲げる検査自動車について平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除する。

一　道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車のうち、次のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（次号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるものとして財務省令で定めるもの
イ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（次号イにおいて「基本方針」という。）に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車（同法第二条第七号に規定する自動車に限る。次号イにおいて同じ。）に該当するものであること。
ロ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次号ロにおいて「公共交通移動等円滑化基準」という。）で財務省令で定めるものに適合するものであること。